

## 開始貸借対照表に係る注記

### 1 重要な会計方針

投資及び出資金の評価基準及び評価方法	<p>(1) 時価のあるもの 開始時の市場価格に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）。</p> <p>(2) 時価のないもの 原価法によっております。</p>
固定資産の評価方法	<p>資産の評価方法は原則、取得原価主義によるものとしていますが、事業用資産及びインフラ資産（ともに有形固定資産）の開始時の評価については公正価値による評価額を取得価額とみなす取扱いとしています。</p>
固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 事業用資産及びインフラ資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物：6～50年 工作物：5～75年</p> <p>(2) 重要物品 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 機械器具類：5～15年 自動車：6～15年</p>
リース資産の計上基準	<p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産を計上することとしております。 なお、開始時には、該当する資産は、ありません。</p>
物品の取扱い	<p>(1) 重要物品 購入価格（評価額）が1件100万円以上の物品（借用物品及び図書を除く。）及び自動車（ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第20項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）を計上しております。</p> <p>(2) 図書 愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上しております。 なお、美術工芸用品類及び図書類は、減価償却をしておりません。</p>

引当金の計上基準	<p>(1) 不納欠損引当金  県税及び使用料等の未収金の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金  貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 投資損失引当金  県関係団体等に対する投資又は出資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金  職員に対して支給する期末手当、勤勉手当及びこれを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条に規定する負担金をいう。）に充てるため、支給見込額に基づき、開始時までの負担相当額を計上しております。</p> <p>(5) 退職手当引当金  職員の退職手当の支給に充てるため、開始時において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 損失補償等引当金  債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行に係る損失に備えるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上しております。</p>
現金預金の範囲	<p>開始貸借対照表に計上する「現金預金」の範囲は、「歳計現金」（「地方自治法」（以下「法」という。）第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金）としております。</p> <p>なお、平成 24 年度末をもって廃止した印刷事業特別会計の決算剰余金は、一般会計に合算して計上しております。</p>
出納整理期間の取扱い	<p>開始貸借対照表は、4 月 1 日（期首）を基準日として作成しておりますが、法第 235 条の 5 に規定する翌年度 5 月 31 日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって計上しております。</p>

## 2 歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金（法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金）は開始貸借対照表に計上しておりません。

歳入歳出外現金の状況は次のとおりです。

(単位：千円)

種 別	開始時残高
保証金	3,895,880
うち県営住宅敷金	3,681,443
差押換価代金	22,658
保管金	14,686,217
うち地方法人特別税	11,001,786
指定金融機関提供担保	3,000,000
計	21,604,755

## 3 貸借対照表に計上している国有財産について

通常の県資産と同様に取得や施設整備から維持管理までを一体的に行っている国有財産については、開始貸借対照表に計上しております。

開始貸借対照表に計上している国有財産の金額は次のとおりです。

(単位：千円)

勘定科目	取得原価 (A)	減価償却累計額 (B)	貸借対照表計上額 (C)=(A)-(B)
インフラ資産／土地	576,811,294		576,811,294
インフラ資産／建物	468,367	197,455	270,912
インフラ資産／工作物	2,929,247,394	1,581,755,354	1,347,492,040
インフラ資産／建設仮勘定	86,147,975		86,147,975
		計	2,010,722,221

## 4 地方債残高について

地方債残高（一年以内償還予定額を含む。）のうち、2,722,163,275 千円については、償還時に、地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれているものです。

## 事業用資産、インフラ資産及び物品明細表

事業用資産、インフラ資産及び物品の金額については、開始貸借対照表上、当該各資産の取得原価から減価償却累計額を直接控除し、その残高を表示しております。

各資産の取得原価及び減価償却累計額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	取得原価 ①	減価償却累計額 ②	貸借対照表計上額 ③=①-②
事業用資産			
有形固定資産			
土地	1,420,357,405	-	1,420,357,405
建物	1,523,754,478	970,936,789	552,817,689
工作物	221,633,618	129,440,007	92,193,611
立竹木	9,646,913	-	9,646,913
船舶	2,350,069	1,301,719	1,048,350
浮標等	287,366	264,461	22,905
航空機	875,603	875,603	0
リース資産	-	-	-
建設仮勘定	6,803,756	-	6,803,756
有形固定資産計	3,185,709,208	1,102,818,579	2,082,890,628
無形固定資産			
地上権	-	-	-
特許権	8,377	2,933	5,444
ソフトウェア	8,240,088	5,880,336	2,359,752
無形固定資産仮勘定	897,271	-	897,271
その他無形固定資産	391,189	2,067	389,121
無形固定資産計	9,536,925	5,885,336	3,651,589
事業用資産計	3,195,246,133	1,108,703,915	2,086,542,217
インフラ資産			
有形固定資産			
土地	1,750,307,695	-	1,750,307,695
建物	93,683,758	32,478,039	61,205,719
工作物	7,098,730,957	4,143,387,738	2,955,343,219
建設仮勘定	197,404,789	-	197,404,789
有形固定資産計	9,140,127,199	4,175,865,777	4,964,261,423
無形固定資産			
地上権	116,316	-	116,316
無形固定資産仮勘定	-	-	-
その他無形固定資産	743	272	470
無形固定資産計	117,059	272	116,786
インフラ資産計	9,140,244,258	4,175,866,049	4,964,378,210
物品			
重要物品	38,543,400	23,123,518	15,419,881
図書	3,330,895	-	3,330,895
物品計	41,874,295	23,123,518	18,750,776

※ 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。